

市第 139 号議案

横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成 5 年 3 月横浜市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター	横浜市瀬谷区
---------------	--------

別表第 1 に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
---------------	-------------------------	--------

別表第 2 に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
-------------------------------	--

別表第 3 に次のように加える。

横 浜 市	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	1 日につき	7,900
		入場料等を徴収する場合	同	11,800

瀬 谷 区 民 文 化 セ ン タ ー	音 楽 多 目 的 室	入場料等を徴収 しない場合	同	15,000	18,000
		入場料等を徴収 する場合	同	25,500	30,000
	練 習 室		同	5,400	
	会 議 室		同	3,200	
	楽 屋		同	3,300	
附 帯 設 備		1 式又は 1 台 、 1 日につき	8,000		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市瀬谷区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市瀬谷区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市 区民文化センター 条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市瀬谷区民文化センター</u>	<u>横浜市瀬谷区</u>

別表第 1（第 4 条）

	ア	イ
(省 略)		
<u>横浜市瀬谷区民文化センター</u>	<u>ギャラリー、音楽多目的室、練習室</u> <u>、会議室、楽屋</u>	<u>情報コーナー</u>

別表第 2（第 6 条第 5 項、第 8 条、第 19 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
<u>横浜市瀬谷区民文化センター指定</u> <u>管理者選定評価委員会</u>	<u>横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の候補者の</u> <u>選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係</u> <u>る評価等についての調査審議に関する事務</u>

別表第 3（第 14 条第 2 項）

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日
(省 略)			

横 浜 市 瀬 谷 区 民 文 化 セ ン タ ー	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	7,900		
		入場料等を徴収 する場合	同	11,800		
	音 楽 多 目 的 室	入場料等を徴収 しない場合	同	15,000	18,000	
		入場料等を徴収 する場合	同	25,500	30,000	
	練 習 室		同	5,400		
	会 議 室		同	3,200		
	楽 屋		同	3,300		
	附 帯 設 備		1式又は1台 、1日につき		8,000	

(備考省略)